藤沢市公共資産活用等検討委員会における藤沢市民会館等再整備事業に伴う複合化機能（施設）審査結果一覧表

機能（施設）名称	所管課	複合化の可否	可否等の理由	条件等
防災備蓄倉庫	防災政策課	**可**	● 再整備する市民会館が，現在と同じく広域避難場所や避難施設になることから，避難者等を対象とした備品を備蓄しておく必要がある。 ● 事業予定地が洪水浸水想定区域内であり，当該機能は浸水被害を受けない階層（２階以上）に設置することが条件となるため，新市民会館等施設と一体的に複合整備する必要がある。	
文書館	市民相談情報課	**可**	● 市民会館と合わせて整備する南市民図書館や常設展示室とは文書（図書）の閲覧や歴史的資料の展示といった事業内容において親和性があり，業務の一部を共通のスタッフが担うことにより，業務の効率化及び人件費の縮減効果等が期待できる。 ● 南市民図書館に設ける書架と文書館の書庫は，構造や設備環境に共通するものが多く，一体的に整備することにより，建設コストを縮減することができる。 ● 現文書館は昭和６０年（書庫は昭和５１年）に建設されたものであり，市民会館等再整備事業による施設が整備された時点では法定耐用年数を迎えることになるため，近い将来において大規模修繕又は改築が必要になる。複合化した場合には，この費用と外部倉庫への保管業務委託費が削減できることに加え，跡地を売却することが可能となる。	1　現文書館の資産を売却すること。ただし，他の用途で有効活用するものとして市の意思決定がなされた場合を除く。 2　南市民図書館及び常設展示室等とのスタッフの兼務等執行体制を見直すことにより，人件費の縮減を検討すること。 3　南市民図書館と近接した位置とする等，建設コスト縮減に配慮した配置とすること。 4　書庫の規模は，将来的な保管方針や公文書の増加量を予測して適切な規模とすること。
青少年会館	青少年課	**可**	● 現青少年会館は，生活・文化拠点から暫定的に移転したもので，移転当時から，将来，市民会館等の再整備にあわせて整備を検討するとしており，今回の市民会館等との複合化は従来の市の方針に沿った考え方である。 ● 市民会館や南市民図書館と合わせて整備することにより，青少年がこれまで以上に文化や生涯学習に触れる機会を創出することができるとともに，地区計画の整備方針のひとつである「交流施設の整備」として，多世代・多機能の交流に資することが期待できる。 なお，再配置については，本検討委員会から次の２案を提示することとする。 【案の１】 青少年会館・市民活動推進センターともに新市民会館等施設に複合化する。 現青少年会館の建物・土地は，他の用途で有効活用できる場合を除き，売却とする。 【案の２】 青少年会館は新市民会館等施設に複合化する。 空き施設となる現青少年会館建物を改修し，市民活動推進センターとして有効活用する。	【案の１を採用した場合】 現青少年会館の資産を売却すること。ただし，他の用途で有効活用するものとして市の意思決定がなされた場合を除く。 【案の２を採用した場合】 現青少年会館は，市民活動推進センターとして活用すること。 【両案共通】 1　複合化する効果を最大限発揮するために，要望している各機能は他の施設との共用を前提とし，床面積を縮減すること。 2　運営についてＰＦＩ手法等を採用する可能性があることから，運営者を現在の指定管理者に限定しないこと。 3　公益財団法人藤沢市みらい創造財団は，現青少年会館から他の施設へ移転させること。また，移転に伴う当該団体との調整については，関係課と協力して進めること。

機能（施設）名称	所管課	複合化の可否	可否等の理由	条件等
環境拠点収集場所	環境事業センター	**否**	● 生活・文化拠点エリアの方針として，文化・情報・交流施設の整備とその誘導が掲げられているが，資源を収集し，又は回収するという機能は，この方針に合致した機能とは言えない。 ● 今回の事業予定地以外においても設置する余地があり，あえて新市民会館等施設と複合化する必要がない。	
アートスペース (FAS)	文化芸術課	**否**	● 現アートスペースは，辻堂Ｃ－Ｘ整備当時，新たな文化の拠点と位置付けて整備した施設である。藤澤浮世絵館と合わせて辻堂地区の文化拠点としての性格を有しており，アートスペース単独で生活・文化拠点へ移すことについて妥当性がない。	
環境フェア イベントスペース	環境総務課	**―**	● 環境フェアイベントスペース専用の室を確保しなくても，新市民会館等施設に整備予定の展示室や屋外広場等を活用すれば従来どおりのイベントの開催は可能であるため，今後の基本構想・基本計画策定時において，当該イベント等が実施できるよう配慮することとする。	
生涯学習室	生涯学習総務課	**―**	● 生涯学習室専用の室を確保しなくても，新市民会館等施設に整備予定の会議室等と機能を兼ねることが可能であるため，今後の基本構想・基本計画策定時において，生涯学習活動が行えるよう配慮することとする。	
市民活動推進センター	市民自治推進課	**―**	● 現在入居している民間ビルから転出すること，青少年会館が新市民会館等施設との複合化により，現青少年会館から移転することを前提として，本検討委員会から次の２案を提示することとする。 【案の１】 青少年会館・市民活動推進センターともに新市民会館等施設に複合化する。 現青少年会館の建物・土地は，他の用途で有効活用できる場合を除き，売却とする。 【案の２】 青少年会館は新市民会館等施設に複合化する。 空き施設となる現青少年会館建物を改修し，市民活動推進センターとして有効活用する。	【案の１を採用した場合】 1　複合化する効果を最大限発揮するために，要望している各機能は他の施設との共用を前提とし，床面積を縮減すること。 2　運営についてＰＦＩ手法等を採用する可能性があることから，運営者を現在の指定管理者に限定しないこと。 【案の２を採用した場合】 1　現市民活動推進センターより面積は広くなるが，要望面積の確保はできない。